

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 代表取締役 榊原 暢宏
【住所又は本店所在地】	名古屋市昭和区鶴舞二丁目17番17号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年12月5日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本PCサ - ビス株式会社
証券コード	6025
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	名古屋証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジャパンベストレスキューシステム株式会社
住所又は本店所在地	名古屋市昭和区鶴舞二丁目17番17号
事務上の連絡先及び担当者名	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 取締役管理部長兼業務部長 宮本 稔久
電話番号	052-883-0850

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年11月26日
訂正箇所	平成26年12月1日に提出しました大量保有報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、訂正報告書を提出するものであります。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成26年10月3日付でロックアップに関する確認書（ロックアップ期間：平成26年11月26日から平成27年2月23日までの期間）を提出いたしました。ただし、次の行為は、含まれておりません。

(1) 本件募集に関連して実施されるオーバーアロットメントによる売出しのためになされるロックアップ対象株式の東海東京証券に対する貸付け

(2) 会社法第156条、第160条又は第165条に基づく発行会社による自己の株式の買受けに応じたロックアップ対象株式の売却又は譲渡

(3) 売却価格が本件募集における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社である東海東京証券を通して行う名古屋証券取引所取引における売却

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	73,005
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	

取得資金合計(千円)(W+X+Y)	73,005
-------------------	--------

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	73,005
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成26年7月30日付の普通株式1株につき200株の株式分割により180,891株を無償取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	73,005